

東予みらい人材活躍支援協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、東予みらい人材活躍支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、東予地方局管内市町等の関係機関が連携のうえ、東予地域の若者の転出超過の縮減のため、若者のシビックプライド醸成に取り組むことにより、定住・回帰志向の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 東予地域の若者のシビックプライド醸成に関する事業
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 1名
- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長及び監事は委員のうちから会長が指名する。

(任期)

第6条 役員任期は、翌年度の最初の会議までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第7条 会長は、協議会を代表して会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 会議には、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、書面その他の方法により、別表に掲げる委員の意見を求めることにより、会議の決議に代えることができる。

(経費)

第9条 協議会の運営及び事業に要する経費は、負担金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、初年度は協議会設立日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 その他協議会の会計に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、原則として会長の属する団体において処理する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年4月11日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年4月14日から施行する。

別表（第4条関係）

団体名	役職
今治市	総合政策部長
新居浜市	企画部長
西条市	企画部長
四国中央市	経営企画部長
上島町	総務部長
愛媛県	総合科学博物館長
愛媛県	東予地方局地域産業振興部長
愛媛県	東予地方局今治支局長